

令和 2 年度

予 算 編 成 方 針

与論町
令和元年 11 月

I．国・県の動向

国の令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針（令和元年7月31日閣議了解）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から令和元年度予算までの政府の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されたところです。

また、国は引き続き、2025年度に基礎的財政収支黒字化という目標達成を目指すこととし、地方財政については、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化に繋げるとしています。

県においては、一層の高齢化の進行などにより扶助費が引き続き増加する傾向にあり、また、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれることなどを踏まえると、今後とも厳しい状況が続くものと見込んでいます。

II．本町の動向

本町では平成29年度から令和元年度にかけて新庁舎整備事業（総事業費見込み：約11億7800万円）を実施しており、令和2年度にはし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業（総事業費：約9億2900万円）が本格化します。以降、旧清掃センターの解体事業や老朽化した学校給食センターを含む学校教育施設等の改修も次々と見込まれているところです。

本町の平成27年3月に策定された「与論町公共施設等総合管理計画」から人口一人あたりの公共施設の延床面積を算出すると 10.78 m^2 。平成24年に公表された全国平均は 3.42 m^2 であり、全国平均の約3.15倍もの施設を抱えており、平成29年度にはさらに 11.02 m^2 と拡大し続けているところです。

しかし、こうした中、本町の人口は減少傾向にあり、1995年の人口が6,210人となっていましたが、2015年には5,186人となり、20年で1,024人(16.5%)減少。年間約50人ペースで人口が減少しているにもかかわらず、公共施設は増加しており、これらを維持・更新していくことはもはや困難であるとおもわれます。

令和2年度は、安心して暮らせる町づくりを推進していくため、今後の与論町の在り方がどうあるべきか職員各位の真摯な議論の下、予算要求を行ってください。

III. 重点施策

「人口減少対策」「産業の振興」「人材育成」「災害に強い町づくり」を令和2年度の政策の柱として掲げます。

1. 「人口減少対策」

島外出産助成を始めとする子育て支援の継続、町営住宅建設等による若者の定住支援を実施します。

- ・子育て支援の継続

(島外出産支援特別対策事業（仮）、産婦健診、子育て世代包括支援センターを立ち上げ切れ目のない支援として妊娠・出産包括支援事業の展開)

- ・町営住宅の充実

(瀬良座住宅2号棟改修工事、西区住宅新築工事、叶住宅基本実施設計業務委託)

2. 「産業の振興」

農地整備や堆肥センターの活用等による農業の振興、優良素牛導入等による畜産振興、養殖漁業の研究、国立公園や世界自然遺産登録を見据えた島伝い観光の振興など各種産業の振興に努めます。

- ・農地整備（畠地帯総合整備事業）

- ・畜産の振興（家畜導入事業）

- ・作り育てる漁業の推進（離島漁業再生支援事業、新規事業）

- ・観光誘客対策

(沖縄北部地域連携型振興事業、沖縄北部地域連携旅行商品造成事業)

3. 「人材育成」

情報教育、英語教育、豊かな自然環境と誠の精神風土に誇りを持ち、それを生かした郷土教育を推進すると共に、ふるさと留学制度の推進など島を興すことができる、次世代を担う青少年の人材育成に努めます。

- ・生きる力を育む教育の推進

(ICT活用を通した人材育成推進事業、奄美らしい離島留学推進事業)

- ・文化財の保存活用（町内遺跡発掘調査事業）

4. 「災害に強い町づくり」

庁舎建設と合わせ、緊急避難所としての機能を持つ駐車場並びに取り付け道路の整備、ウプキンジュの冠水対策や防災無線の整備、併せて、防潮対策としてハキビ

ナ海岸・前浜海岸の整備を進めてまいります。また空港のエプロン等の整備や抜港対策としての港湾整備を国・県に引き続き要望していきます。

- ・消防・防災体制の充実

(茶花地区排水路整備事業、新規防災無線設置事業、公用車・職員駐車場整備事業)

- ・港湾整備の促進 (ハキビナ海岸 (県事業)、町道前浜線改良舗装事業)

その他、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業や給食センターの改修等、町民総参加の下、町民のための政策を1つずつ実践・実現していきます。

IV. 予算編成方針

1. 予算要求の基本的理念

令和2年度は、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業等の大型事業が実施される予定となっています。令和元年度の新庁舎完成後、次々と控える大型事業を着実に実施していくため、令和2年度の予算編成については、これまで以上に事業経費や事業計画の再点検をゼロベースから行うこと。物件費や補助費については経費全般のこれまで以上の節減、合理化、受益者負担の適正化、自主財源確保等、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行ってください。

2. 予算要求の考え方

(1) 義務的経費

各課（局）は下記の区分毎に年間所要額を見積要求すること。

- ① 人件費（新たに会計年度任用職員に係る人件費が令和2年度から発生する。）
- ② 国・県の制度に基づく扶助費
- ③ 公債費（公債費率の増嵩を抑制するため、起債の活用については、将来の財産となる施策について活用することとし、安易な特定財源として考えることの無いよう、事業内容の検討を徹底すること。）

(2) 普通建設事業費

① 国・県補助事業

国・県の予算編成の動向に十分留意し、緊急性・必要性・重要性を精査して要求すること。

② 町単独事業

町単独事業についても、緊急性・必要性・重要性を十分に精査して要求すること。（議会で請願採択された事業に対しても同様。）

(3) 公共事業

各種事業は必ず優先順位や規模の見直しをおこない、第5次総合振興計画を原則

基本としたものであるかを確認すること。

(4) 新規事業の取扱い

現事業の効果について再度見直しを行うとともに、スクラップアンドビルドの観点から予算要求を行うこと。

(5) 事務事業

既存事務事業の全般については事業の重点化を図るとともに、緊急性・効率性等を十分に精査し、従前にも増して徹底した合理化と経費の削減等に努めること。

(6) その他

- ① 重複・関連する既存事業（経常経費を含む）について十分整理したうえ必要なものについては既存事業の廃止、統合等を行うこと。また、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うこと。
- ② 国・県の補助金等が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、町単独事業として振り替えは行わないこと。
- ③ 国・県の補助事業が統合及びメニュー化された事業については目的・効果・緊急性・補助率等を十分に検討し要求すること。
- ④ 補助金及び負担金については、義務的な性質のものを除き、「補助した年数」「相手方の收支・運営状況」「補助効果」等を踏まえ、縮減を前提に相手方と十分に協議すること。また、監査から「補助団体で繰越しのあるものについては、繰越し分は次年度補助額からカットすること」との指摘があることから補助団体の決算書を精査したうえ要求すること。
- ⑤ 平成 30 年度の決算時において予算要求額に対しての不要額が発生している科目については十分に見直しを行うとともに、当初見積誤りによる流用や補正を行うことのないよう必ず検討してから要求すること。
- ⑥ 平成 30 年度の決算審査等で指摘のあった事項については特に留意し、令和 2 年度当初予算に反映させること。

3. 歳入に関する事項

歳入については、財源確保の立場から過大・過少見積もりを避け、過去の実績及び年度見込額を十分考慮し適正な額を計上すること。

(1) 町税

課税の均衡、負担の公平を期するとともに、積極的に収入の確保を図り、的確な状況判断を行いながら課税客体を確實に把握し計上すること。

(2) 分担金及び負担金

適正な見積りを行うとともに、積極的に収入の確保を図ること。

(3) 使用料及び手数料・諸収入等の税外収入

施設管理費の增高、受益者負担の公平性等を勘案し、条例の見直し等も含め、現状にあった改正等を考慮し計上すること。

(4) 国庫・県支出金

国・県補助事業等については真に必要なものに限って受け入れることとし、国・県の補助金が零細で効果が乏しいもの、全額国・県支出であっても後年度以降に行財政上の負担増につながるものなどについては慎重に検討を行い計上すること。

(5) 地方債

対象事業を厳選するとともに、事業の緊急性・効果等について十分に検討し、交付税措置のある有利な地方債の活用に努めるとともに詳細については事前に総務企画課と協議して計上すること。

4. 岁出に関する事項

歳出については、施設等の大型事業を行うにあたり、多額の財源が必要となることから、各事業費についての細かな見直し等を十分に行うこと。また、事業効果等をこれまで以上に考慮し適正な額を計上すること。

また、例年予算の執行残が多く発生し、監査からも「例年改善されていない」との指摘があることから、これまで以上に厳しく積算し、予算案へ計上すること。

(1) 人件費

報酬は条例の規定額とし、4時間未満出勤の場合は半額で算出する。また、会議回数など、見直しのできるものは見直しを行うこと。会計年度任用職員に係る報酬は、報酬内の「会計年度任用職員報酬」に計上すること。その他手当等については、総務企画課人事担当からの通知によること。

職員給与等は年間所要見込額を計上し、個人ごとの明細を添付する。(人件費は流用の制限があるため特に注意すること。)

(2) 賃金

地方自治法施行規則の一部が改正され、令和2年度当初予算から「7節 賃金」は削除されます。財務会計システムには同節が存在していますが、予算要求はしないこと。

(3) 旅費

費用弁償については会議回数等の見直しを行うこと。町内会合への支出は廃止されているため計上しないこと。例年、議会費の住民一人当たりのコストが類似団体内平均値を2割から3割上回っており、他の目的別歳出費と比較すると突出して高い数値となっている。(別紙資料参照。)このことから令和2年度においては、当初予算並びに決算において、対前年比2割削減を目標とする。

普通旅費は必要最小限の日程、人員にとどめ、複数の職員で同一の出張に行く場合、原則3名までとする。毎年行われている行事や会議等への出席の必要性については十分に内容の審査・検討を行うこと。県外出張を計上する場合は総務企画課と協議し、必要性について十分に協議すること。

予算要求書の積算基礎には目的・出張地別に詳細に明記すること。
(原則として積算基礎に明記されていないものについては認めないものとする。)

(例)【4月】令和2年度地方債同意等基準説明会(鹿児島2泊3日)等

(3) 需用費

細節単位で徹底した経費の削減を図ること。

印刷製本費は積算基礎を明記すること。

書籍の購入は十分検討し、必要最小限とすること。

(4) 役務費

郵便物は余裕をもって普通便で発送すること。

広告料は抑制の方向で検討し、必要なものについては総務企画課と協議すること。

(5) 備品購入費

新規備品購入は最小限とし、どうしても必要なものについては十分検討し理由等を明記すること。また、要求書作成時に、優先順位がわかるように明記しておくこと。

原則として予算書に明示した備品以外を購入しないこと。(執行残を除く)

(例)【1】パソコン1台(公会計システム用)等

(6) 委託料

委託の必要性、採算性を再度見直し計上すること。

(7) 使用料及び賃借料

単価等を十分検討し、必要最小限の見積りを行うこと。

(8) 補助金等

① 厳しい財政状況のなか、各種団体等に対する補助金については、各交付団体の運営・活動実績等を評価し、ゼロベースから積み上げを行い、主管課にて事前査定を行った後に計上すること。

② 補助目的等が所期の目的を達成したと判断した場合は、削減及び廃止することもあるため、関係団体には事前にその旨を通知し、理解を得ておくこと。

③ 各団体については、受益者負担(会費等)を徹底し、収入の確保を図るとともに事務事業の見直し、経費の削減など運営の合理化を行い、安易に町財政に依存することの無いようすること。

- ④ 複数の市町村等で構成する団体の負担金等についても、見直しを要請すること。
- ⑤ 補助団体が自立した運営が出来るよう配慮しつつ、行政の責任領域・経費負担のあり方・行政効果等の面から見直しを行うこと。
- ⑥ 町単独補助金については、原則前年度実績の90%以内で計上すること。
(町単独補助金を交付している各種団体とは事前に十分協議を行うこと。)
- ⑦ 予算書に明示されていない新規町単独補助金を支払うための流用は禁止とする。(新規町単独補助金の支払いをおこなう場合は総務企画課と協議すること。)

(9) 扶助費

現行制度の基準に基づいて計上し、国・県の制度改正に留意すること。

(10) 工事請負費

補助事業については補助基準に基づいて計上し、町単独経費の継ぎ足し計上を行わないこと。単独事業については原則として抑制の方向で検討し、議会で請願採択されたものについても実施時期の延長・廃止・休止等の見直しを検討すること。

維持補修については補修箇所や経費・事業量を明確にして計上すること。

事業については原則単年度事業とし、安易に繰越事業をつくらないこと。町内建設業者の人手不足もあり、工期が遅れるハード事業が多くなっているため、適正な事業量を見込んで予算要求をすること。事業量によっては、町長ヒアを実施予定。

地方債を充当している事業についても事業量を再度精査し、繰越の無いよう努めること。また、地方債を財源としている工事について、需用費等の起債対象外経費から安易に流用し、工事請負費の増額をおこなわないこと。(流用をおこなう場合は総務企画課と協議すること)

(11) その他の経費

前年度の決算額が適正だったか、状況に変化がなかったかなど、必ず見直しを行い機械的に前年度と同額計上することの無いようにすること。

(12) 投資的経費

投資的経費の含まれる科目（主にハード事業）については、「第5次総合振興計画」に基づいたものかを再度検証すること。

(13) 債務負担行為（期限：令和元年12月20日（金））

債務負担行為の新規設定は「令和2年度債務負担行為説明書」Excelファイルに入力すること。

令和元年度までに設定してある債務負担行為については「令和2年度継続債務

負担」Excel ファイルを修正して提出すること。

(14) 事業計画書（入力期限：令和元年12月20日（金））

単年度1千万以上、又は総事業費1億以上の事業について令和2年度事業計画書 Excel ファイルをコピーして入力すること。